

○1番（大崎 昭一君） おはようございます。1番、日本共産党の大崎昭一で
ございます。質問に先立ちまして、執行部の皆さんには新型コロナウイルス感染症防
止の対策とその対応にご苦労いただいていると思います。引き続き万全を期してい
ただくことを要望いたします。議長、マスクをちょっと外させていただいて、失礼しま
す。

○議長（水谷 喜和君） どうぞ。

○1番（大崎 昭一君） 私は本日の質問を通して住民サービス、福祉と教育の
充実を誇る我がまち東員町に今も暮らす2万6,000人の町民と、子や孫たち世代
のために一層発展させることに貢献したいと考えています。そのためには命と暮らし
に関わる福祉施策、子育て、教育に関わる施策のさらなる充実を執行部に求めて質問
いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは通告書に従いまして、1. 平和啓発について。2. 第6次総合計画素案に
ついて。3. 国民健康保険料軽減について。4. 介護保険料軽減についての4点を質
問いたします。

初めに、1. 平和啓発についての1番目でございます。ご案内のように、国連で核
兵器禁止条約が国際法として、年を開けた1月22日に発効されることになりました。
このことについてお尋ねいたします。私たち町民が安全で安心な暮らしを営む上での
原点は、何と云っても平和であることは言を待ちません。人類共通の恒久平和への願
いが第2次世界大戦以降、75年を経て今、実現の方向へと新たな歴史の扉が開きつ
つあることをまず確認したいと考えます。それは10月25日に核兵器は違法である
とする国連の核兵器禁止条約の批准に署名した国が50カ国に達し、いよいよ国連で
批准されたこの核兵器禁止条約が新年1月22日から効力を発することになるわけ
であります。この条約は核保有国に対し核兵器を使うな、他国を核兵器で脅すなとい
うものであります。我が国は75年前の8月に広島と長崎に原子爆弾が投下された世界
でただ一つの戦争被爆国であります。以来、被爆者の皆さんの被爆体験を命を懸けて
語り継ぐ活動と、粘り強い市民の平和運動、そして全国津々浦々の地方自治体の平和
啓発活動、学校での平和教育などへの積み重ねで世界の歴史の歯車が動き出している、
こういうわけだと思います。

そこでまず町長にお尋ねいたします。国連における核兵器条約発効について、町長
のご所見はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（水谷 喜和君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） おはようございます。世界平和についてのご質問にお

答えさせていただきます。

1点目の核兵器禁止条約は、将来的な核兵器の全廃に向けて、核兵器を包括的に法的禁止とする初めての国際条約であり、本年10月に条約批准国が、条約発効に必要な50カ国に達したことから、来年1月に発効予定となっております。しかし、アメリカやロシアなど、世界の核兵器の9割を保有する国々がこの条約を支持しておりません。日本は核兵器の廃絶という目標を持ちながらも、核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命・財産を危険にさらすことを容認することになりかねない、こういった考え方からこの条約に不参加の立場を取っております。

私個人の意見といたしましては、外交上、安全保障上の難しい問題はあると思いますが、世界唯一の戦争被爆国である我が国が、この条約に参加しないことは言語道断、むしろ、世界の先頭に立って、全ての者が安心・安全に暮らしていくことができる「核のない世界」の実現に向け、国際社会の取組をリードしていかなければならないものと考えております。

残余につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） ありがとうございます。町長の胸のうち、心の持ち方と言いますか、平和に対する信念、力強い言葉を頂いたと思います。もとより政治というのは難しさがあると思いますが、難しい政治を、政治が何のためにあるのか、平和へと人類の心を持っていくと、ここの原点のところでは水谷町長の現在における日本国の在り方、あるいは世界の政治の在り方が言語道断という言葉も頂き、ご自身の気持ち全てが安全・安心に暮らしていくことが大切だ、核兵器のない世界に向けてと、こういうご答弁を頂きました。私は大変感銘を受けましたし、力強く思いました。ありがとうございます。

私はこのニュースを聞いたとき、私自身の戦死したおじの遺影を思い出しました。父のおじの遺影を思い出しながら、平和へ歩む歴史の中で、私という人間が今を生きていることにわくわくする感動を覚えたわけです。同時に、被爆国である我が国が一日も早く核禁止条約に批准すべきとの思いも一層強くいたしました。強い思いをいたしました次第です。ありがとうございました。

次に、本町の「非核平和の町宣言」について質問をいたしたいと思っております。本町は29年前の1991年、平成3年9月25日に「非核平和の町宣言」を発しています。文化センターの角地に大きな看板を掲示し、平和の大切さを呼びかけています。また

毎年8月には原爆展を展開して、町民への平和啓発活動を継続しています。「平和宣言の町」の看板を設置した経緯を調べさせていただきました。そうしましたところ、東員町の議会だより平成4年1月発行の第30号に、平成3年度12月議会で当時の日本共産党の議員が一般質問で、東員町でもぜひ平和宣言の看板を掲げましょうと提案をしているわけであります。その共産党議員の提言に対して、当時の町長さんが「予算の大小を問わずすべきであろうと思うので、後任町長に申し伝えておく」との答弁が掲載されております。そういう経過を経て、我が町の非核平和宣言の看板が文化センターのところに高らかに掲げているということが分かりました。

そこで私はさらにこの「非核平和の町宣言」の内容を知りたくて調べました。ここに分厚い例規集というのがあるんですが、ここからずっと見てみまして、この平和宣言のことが載っているページが84ページに出てきました。ところが私は調べてみてびっくりしているわけなんですが、「非核平和の町宣言」の表題は書いてあるんですが、その内容がここに掲載されていないんですね。これは一体どういうことかということをおもったわけであります。この「非核平和の町宣言」を出した、看板も立てている、しかしその内容が例規集に載っていない、ホームページにも掲載されていないというのが現状だということが私が知り得た情報です。

そこでお尋ねいたしますが、宣言文が空白なのは、そもそも宣言文というものはその当時発していないのか、それとも単なる事務的な手違いだったのか、この辺りはいかがでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（水谷 喜和君） 岡本幸宏総務課長。

○総務課長（岡本 幸宏君） 「非核平和の町宣言」について例規集の掲載状況についてお答えいたします。今、議員ご指摘のとおり、の町例規集には「非核平和の町宣言」の宣言文が掲載されておられません。今おっしゃっていただいたように、「非核平和の町宣言」は平成3年9月に宣言が出されておりますが、例規集に宣言文が掲載されていない経緯につきましては、例規集が紙での冊子のものでしかなかった時代に、全ての条文を掲載いたしますと冊子が膨大になることから省略されているものではないかと考えております。しかしながら現在は、インターネット上で条文の量にかかわらず例規集の閲覧が可能でありますことから、可能な限り、この12月議会の終わりの加除のタイミングで早急に例規集に掲載させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） 総務課長のご答弁ありがとうございます。事務的な手

続ということで掲載がされていないと受け止めていいのか。まず宣言文そのものはあるにはあると、そしてそれが事務的な手続きでこうなったということでまずよろしいでしょうか。

○議長（水谷 喜和君） 岡本課長。

○総務課長（岡本 幸宏君） 今おっしゃっていただきました「非核平和の町宣言」につきましては、そのときの写しもございますので、それをデータ化して早急に掲載いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） 早い段階で掲載をするというご答弁をいただきました。いつの時期になるか。これはやっぱり早くしていただく必要があるなど私は思いますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（水谷 喜和君） 岡本課長。

○総務課長（岡本 幸宏君） 例規集の加除につきましては、年に4回行っております。これは議会の定例会が4回ございまして、その終了後、条例が改正されたものを加除いたしますので、それに合わせてということで、12月議会が終わった後の条例改正とともに掲載させていただきたいと思っております。ですので、その加除が出来上がって、今度の3月定例会までの間の中で加除されますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） 一番早い時期だということでよろしくお願ひしたいと思っております。この宣言文をここで読み上げていただきたい思いもあるわけですが、私の持ち時間の関係で時間がありませんので、それは省略をして、後刻、ぜひその条文を私に頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（水谷 喜和君） 岡本課長。

○総務課長（岡本 幸宏君） こちらは告示されたものでございますので、全て公表されておりますものでございますので、お寄りいただければお渡しさせていただきますと思っております。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） 宣言文があったで良かったなど。なぜそんな状態が29年も続いたかということについては、これは深追いはいたしませんので、ぜひ一つこの「非核平和の町宣言」、29年前から東員町では取り組んでいると、そういう小

さな努力、地道な努力が世界の平和を今動かしていると、こういうふうに私は改めて認識しているところであります。

そして国内ではこの平和宣言を表明している県・市・町・村、日本非核宣言自治体協議会によりますと、本町を含めて今年の9月30日現在で1,653自治体あります。約80%の自治体が平和宣言を何らかの形で発信して恒久平和への願いをこの日本の隅々から動きを作っているということが分かりました。「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ」日本からの平和運動が世界平和の実現へ向け大きなうねりを作り、世界世論を動かしたということは歴史が証明するところです。被爆者のサーロー節子さんという方も、核兵器の終わりの始まりにたどり着きました。さあ、扉へ踏み出そうと、世界の世論に呼びかけています。また、元外務大臣の田中真紀子さん、映画監督の山田洋二さん、音楽家の坂本龍一さんたちが核兵器禁止、さらには廃絶に向け新たな署名を呼びかけてもいます。本町においても、毎年夏の原爆展の開催をいただいています。これを発展的に継続して、広く町民へ呼びかけて、平和啓発活動を一層発展させることを求めて、次に移りたいと思います。

では2番目の第6次総合計画素案について質問いたします。初めに、文書表現について質問いたします。来年度からスタートの第6次総合計画素案を、先日、私たち議員は議会全員協議会で説明いただきました。詳しくご説明いただきました。これが第6次総合計画の素案なんですけども、これを暗記するところまではいきませんが、つらつらと読みました。冒頭申し上げますことは、この素案の文章の中で、外国語、英語の頭文字での略語が私には気になる場所があります。国際化時代ですから高齢者の私も外来語、英語に慣れる必要がありますけども、私の人生の生活の言葉になっているベースボールとかサッカーとかこの辺りは大体何がというのがすぐに分かりますが、総合計画素案ではなじみの薄い外来語、いわゆるABC略語と言われるのが見受けられると私には思うわけです。ページをずっとめくっていきますと、例えばソサエティ5.0、コンパクトアンドネットワーク、バックキャスティング、SDGK、KPIなど、これは私にとってはなかなかピンとこないことであります。ですので辞書でちょっとと言うか、大分と言いますか、たくさん調べました。ソサエティ5.0、これは経済発展と社会的課題の解決を両立させる、このようにありました。コンパクトアンドネットワーク、これは生活利便性の維持・向上のための居住誘導、それからバックキャスティング、これは将来の制約から逆に現在なすべきことを考えるなどとありました。この素案の中にはそういったなじみのない言葉の説明は追記予定というふうに記されておりますので、私の心配は取り越し苦労かもしれませんが、

ぜひ分かりやすくお願いしたいと考えるわけです。高齢者、全町民の理解が深まるよう、分かりやすくお願いしたいと思います。

時間の関係で一つだけお尋ねいたします。K P I、これは何ですかと。いわゆるA B C略語であります、キーパフォーマンスエンジケーター、アクセント、発音はちょっと名古屋生まれですので、名古屋なまりでございますけども、でいいんでしょうか。和訳いたしますと、重要業種評価基準、それから目標達成のための過程とあり、これは経営学から発生した概念であること、企業経営、ビジネス用語とこの辞書では説明が続いていくんですね。こうしたA B C略語をこの素案の中から読みほぐしていくと、私の頭の中で心配事が生まれてくるわけなんであります。どういう心配事かと言いますと、企業経営から生まれるこうした横文字、A B C略語、企業経営は利潤追求を第一位とします。しかし地方自治体の行財政運営に利潤追求理念・思考を持ち込むのですかという心配を私は今持っているわけです。住民福祉、住民サービスは財政上負担が大きいから削減していく方向性が下敷きにあるのかと私には思えてくるわけがあります。町長にまさかそんなお考えはないと私は思っておりますし、信じております。町長の選挙公約の文章にも、そして町長の挨拶にも、企業経営的主義はなかったはずと私は記憶しております。

そこで町長にお尋ねいたします。一つは総合計画の文章を高齢者にも分かりやすい表現をと、そして2つ目に、町長の挨拶の言葉にもありますが、東員町の仕組みづくりが経営主義にならないだろうかという私の心配事は必要ないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員、申し上げますが、この6次計画の素案について、これは全ての質問でよろしいですか。文書表現についての質問だけですか。一度に質問していただきたいと思います。

大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） それでは続けて質問させていただきます。この素案について、先ほども質問いたしました「非核平和の町宣言」ですね。この宣言を一つ第6次総合計画文書の中に書き込んでいただいて、宣言の精神を孫子の代へと繋げていくことが必要と考えますが、その点もいかがでしょうかということをお願いしたいと思います。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員、もう一つありませんか。

大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） それでは続けてもう一点ご質問いたします。素案の1

0 ページのところですけども、「本当の意味でのまちの実力をつける」とあります。この「本当の意味でのまちの実力をつける」、どういう意味なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員、私どもの手元には、地球上の誰一人と取り残さないという持続可能な開発目標SDGsとの関りについてという一般質問の通告を頂いておるんですが、ここも含めて一度に質問いただきたいと思います。

大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） 失礼いたしました。今、議長からおっしゃっていただきましたSDGsとの関りです。ここについての質問もさせていただきます。SDGsもこの素案に載っております。これはSustainable Development Goalsでその単語のいわゆる頭文字、ABC略語であります。SDGsの合い言葉は地球上の誰一人として取り残さない、であります。本町の総合計画にどう組み込み、具体的に取られるのかということもご答弁お願いしたいと思います。

○議長（水谷 喜和君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 総合計画についてのご質問にお答え申し上げます。第6次総合計画につきましては、その素案を先の全員協議会のお示しさせていただきましたが、いろいろなご意見を頂いておりますので、現在、内容を精査いたしまして、精度を上げる作業を行っております。

ご質問の文章表現につきましては、町民の皆様お一人おひとりに分かりやすいものとなるよう、長文を避けて、内容についてもシンプルに、そして総花的ではない、より東員町らしい計画となることを心がけております。また外来語や、あまり一般的でない用語などにつきましては、注釈をつけるなど、分かりやすい表現になるよう努めてまいり所存でございます。先ほどのKPIというのは、施策を進める上での目標ですよ。それを数字で表せる目標、それを掲げて、それに向かってその施策がうまくいっているかどうかというのをはかっていこうと、こういうことでございます。

次に非核平和につきましては、私の考え方は先ほど答弁させていただきましたが、この総合計画におきましては、まちづくりの全ての前提として、基本構想の中で、平和や命の大切さなど、その精神について盛り込んでいます。

SDGsにつきましては、「誰一人取り残さない」という誓いの下、これから10年間の世界の共通目標として、国連で採択されたものでございますが、これは、私たちのふだんの暮らしや経済活動において、人類が地球環境に負荷をかけ続けてきたことを真摯に反省し、将来に向け持続可能な社会を構築していく上で、なくてはならな

い取り組みだと考えております。

来年度からの町の新しい指針となる第6次総合計画にも、このSDGsの考え方を取り入れることで、町だけではなく、周辺地域との、あるいは世界との共通認識として、グローバルスタンダードの考え方に立って持続可能なまちづくりを進めてまいります。

通告にはありませんでしたが、町の本当の意味の「実力をつける」とは何かということもお尋ねでございますのでお答えさせていただきますが、これからは、今国も大変な状況になっております。もちろん地方公共団体も大変な状況になっております。こうした中で、例えば東員町が生き残るためにはどうしたらいいかということと考えますと、本当の実力をつける、要するに東員町が自立できる、そんなまちを作っていかなければいけないというふうに思っております。そのためには、自らが稼ぎ出すということも必要ではないかというふうに思っております。ただこれは企業の論理ではなくて、町として、そして自治体としてその収入というものは当然必要だろうというふうに思っています。そのためには町民の皆様が稼げる仕組みというものを作っていかなければいけない。そしてみんなが、ここ東員町で暮らす皆さんが本当の意味で豊かに暮らせる、これは経済的なものだけではなくて、心豊かに暮らせる、そのためには大切な文化を守り、歴史を守り、そして文化というものを基にこの東員町を発信していくということではないかなというふうに思っております。今、世界中で起こっている問題というのは全てエネルギーに基づいて起こっているもの、例えば先ほどの核エネルギー、兵器のエネルギー、それから食料何かの奪い合いというようなエネルギーによって起こっております。しかし、文化のエネルギーだけはこの世の中で唯一人を傷つけないエネルギーだというふうに思っております。この文化エネルギーを東員町は醸成して、発信していくことにより、世界平和を希求していく。そこに東員町の実力というものをつけていくということかなというふうに思っております。これは私の個人的な所見でございますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） ご答弁ありがとうございました。ちょっと質問項目でなかった、後で質問しようかなと思っていたことを先に申し上げてしまったわけですが、本当の意味での東員町、私はこの言葉をそのまま受け止めまして、これから本当の意味の東員町を作る、それではこれまでは本当でなかったのかと、こんなちょっと短絡的な私の脳の働きであったわけですが、町長からはいろいろ含めて、その言葉の中にはあるんだぞと、こんなふうなご見解を頂いたのかなと思います。町長の

個人的なご意見ということではありますが、ぜひ東員町が格調高く生きるまちづくりをと思うわけであります。

そういう意味でも、私はこのSDGsとの関わりというのは大変重要だと思いました。そしてこのSDGsを東員町のこれからの10年の取り組みの大きな柱にしていく、各課の取り組みとSDGs 17目標を合致させてやっていこうと、これは大変すばらしいことだと思うわけであります。私もこのSDGsについて今勉強いたしておりまして、ぜひ取り組んでいけるようにしたいと。しかし、私が勉強する中で、このSDGsの文言をどうそれぞれのところで活用するのかということは大変大切なことになるとも思います。

そこで、SDGsの正式名称ですが、Sustainable Development Goals、その単語の頭文字でいわゆるABC略語とされています。「地球上の誰一人として取り残さない」という合い言葉になりますが、これを本町の総合計画にどう組み込んで具体化していくかということが今町長もおっしゃった方向だと思えますが、私はこのSDGsの前身についても調べてみたんですが、この前身はミレニアム開発目標、MDGsと呼ばれていたものであります。1,000年開発目標、1972年の国連ストックホルム会議、国連人間環境会議で議論が始まって、世界中の貧困・内戦にあえぐ発展途上国と世界人口の1%と言われる先進国富裕層が世界の富の半分を所有しているという、こういう格差の解消を目標としてMDGsが策定された。その後地球はますます気候変動、異常気象などによる自然大災害が発生する深刻化も極めてきたという中で、このSDGsに関わることで2015年の国連の開発サミットで我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030年アジェンダを国連に加盟する193カ国全ての賛同を得て採択されたとあります。SDGsの17目標は、このアジェンダの大論文の中の一部であるというふうなことが言われております。少しフリップを持ってきたんですが、ここにアジェンダの中でのSDGsの17目標ということが書かれて、こうして勉強するわけですけども。

このSDGsの日本政府の中にも、この開発目標推進円卓会議というものが置かれました。そしてその円卓会議は7月にコロナ禍による失業から全ての労働者を守り、人間らしい労働を実現すること、人権侵害をなくすことを求める声明を日本政府の管轄にあるこのSDGs推進円卓会議で発信しているということでもあります。ここにこそやっぱりSDGsの持つ意味合いが含まれていると思います。私はあえて先ほどABC略語を読んで、企業経営的ではないかと申し上げたわけですが、このSDGsの本来掲げているそのものも決して企業を儲けさせようということではなくて、人間が、

そこに住む人々が豊かに暮らしていく、そういう持続性を持たせようというふうにあると考えておりますので、ぜひそういう位置付けで取り組みを進めていただきたいと思います。

もう少し関連することがありますが、時間の関係で次の機会に移させていただこうと思いますので、ぜひ東員町のこれまでのすばらしい政策や運営をこれからも引き続き深め、発展させていく取組でお願いしたいと思います。町民と議会の声もくみ取っていただいて、2万6,000人が乗船している東員町丸というクルーズ船の船長としての水谷町長に的確なる舵取りを求め、それを期待して次の質問に移させていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告書の3番目ですけれども、国民健康保険料軽減について質問をいたします。まず、町民の方から、保険料が高い、何とかしてほしい。僅かな年金とこれまでの貯金を取り崩しながらの毎日の暮らしである。そういう切実な声、とりわけ独り暮らしの女性から悲痛な叫び声があるということを執行部の皆さんにお伝えいたします。こうしてご苦労していただいている町民の方々に対して、それは自己責任だ、自助だということで一蹴しないで、どうか真摯に受け止めてくださいということをまず申し上げたいと思います。ここにこそSDGsの理念「誰一人として取り残さない全ての人に健康と福祉を」ということであると思います。その具現化のためには、収入との比較で高過ぎる国保料を抑制し、引き下げるための方策を作り上げる。この方策を作り上げるのは執行部の仕事であり、最高責任者の町長のご判断だと思います。この国民健康保険、日本国民の誰もが保険証さえあれば気軽にお医者さんにかかる、安心して人生を全うできるように国民皆保険の基盤となる仕組みができて、国民健康保険制度が1961年から始まりました。その後2018年からその運営は、運営に都道府県が加わってきました。平成30年に都道府県単位の広域化が図られて3年が過ぎようとしている今日であります。医療費の支払いは県が財政主体となったことで市町の財政面では安定したと聞き及んでおります。しかしその一方で、この国庫負担率は1980年代は50%国が面倒を見ていたわけです。それが2008年には約25%まで引き下げられているということでありまして、国保加入者にとっては依然高い保険料が生活にかかっているということでもあります。

そこでまとめて5点質問いたします。1. 制度改革後、加入者が支払う保険料はどのように算定されていますか。2. 令和2年度の保険料を1人当たり換算するといくらになりますか。3. 保険料を抑制、引き下げるための努力はどのようにしていただいていますか。4. コロナ禍において雇い止めや業績悪化などによる保険料の徴収

猶予や保険料減免、また傷病手当金の支給状況はどのようになっていますか。5. 保険料滞納世帯数の推移はいかがでしょうか。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 太田憲明保険年金課長。

○保険年金課長（太田 憲明君） それでは大崎議員の国民健康保険料軽減についてお答えいたします。近年の高齢化の進展や医療技術の進歩などによる医療費の増大に伴い逼迫する医療保険制度を持続可能な制度とするため、都道府県を財政運営の責任主体とする広域化などの医療制度改革が行われ3年が経過しようとしております。

さて、1点目の制度改革後の保険料の算定方法はとのご質問でございますが、制度改革前は、市町村が医療給付費や被保険者数などを推計し、保険料を決定いたしました。制度改革後は、三重県が市町ごとの医療費水準や所得水準などに応じて国保事業費納付金を算定し、市町はその額を基に保険料を決定することとなっております。

次に2点目の令和2年度1人当たりの保険料でございますが、9月末時点で10万3,942円となっております。前年度決算と比較いたしますと134円、0.1%の増となっており、医療費水準や所得水準等に比例し県下でもやや高い方に位置しております。

次に3点目の、保険料を引き下げるための努力についてでございますが、保険料の抑制につきましては、医療費の削減と大きくリンクいたしますことから、糖尿病等の生活習慣病の予防や早期発見を図るため、40歳以上の国保加入者を対象に特定健診を実施し、その検査結果から健康の保持増進に努める必要があると認められる方に対して、医師や保健師などによる保健指導を行っております。また先発医薬品に比べ価格の安い後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございますが、その使用を促進するように考えております。またその年々の財政状況に応じて前年度繰越金や国保財政調整基金を活用するなど保険料の抑制に努めております。なお令和2年度におきましては、前年度繰越金から1,000万円を充当し、保険料の抑制を図っており、一人当たりに換算いたしますと、1,867円の抑制効果となっております。また医療制度改革を起因とする保険料の負担増に対しましては、国・県より「激変緩和を目的とした財政支援」が令和5年度までの6年間措置されております。しかしながら、措置終了後は保険料の転嫁、いわゆる引上げが懸念されておりますことから、県に対し、新たな財政支援の枠組みを構築するよう強く働きかけているところでございます。

次に4点目の、コロナ禍における雇い止め、業績悪化等による加入者への影響でござ

ございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯等に対し、保険料の減額や納付の猶予、さらには加入者が感染した場合等に傷病手当金を支給できるよう対応いたしております。対応状況といたしましては、保険料の減免を10件で176万3,490円、傷病手当金及び保険料徴収猶予の申し出は共になく、今後もコロナ禍が続くと予想されますことから、さらなる制度の周知を図り有効活用いただけるよう努めてまいります。

最後に5点目の、保険料滞納世帯の状況についてでございますが、10月末現在における過年度の滞納世帯数は、延べ138世帯でございます。収納率は37.76%となっております。前年度の同時期と比較いたしますと、延べ12世帯減少し、収納率では0.73%上回っている状況でございます。

昨今のコロナ禍で大変な時期ではございますが、加入者方々の強い納付意識、責任感の表れではないかと考えております。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） ありがとうございます。特定健診や保健指導、ジェネリック医薬品の促進などのご努力、そして今年度、令和2年の今現在、保険料1人当たりで1,867円の抑制を図っていただいたとお聞きしました。大変なご努力をいただいていることに敬意を申し上げ、引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

あと2点と書いていたんですが、時間の関係で一つ、来年度の保険料がどうなるのか。推移の段階ですが、今現在、当該課長としてどんなふうに考えていただいているのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（水谷 喜和君） 太田課長。

○保険年金課長（太田 憲明君） 一つと申していただきましたので、来年度の保険料の推移はということでございますが、保険料の積算基礎となります令和3年度国保事業納付金でございますが、それが県が算定することになっておるんですが、その算定に当たりまして、1人当たりの医療費を2.5%増加すると県の方は見込んでおります。したがって保険料といたしましても、当然それに比例するような形で増加するのではないかと予想はしております。しかしながら保険料は増加することは予想されるんですが、本町といたしましては、前年度繰越金であったり、基金であったり、そういった財政的な部分を勘案しながら、1人当たりの保険料を少しでも抑制できればというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員。

○1番（大崎 昭一君） ぜひよろしくお願い申し上げます。やはり

制度がいろいろ複雑で、国の大きな枠組みの中での取り組みであります。当該課の課長さんをはじめ、当該課の皆さんにぜひお願いしたいことは、いろいろ困っている人の相談対応をしていただくのは窓口の職員の皆さんでございます。優しく耳を傾けていただき、傾聴の精神、寄り添う気持ちで対応していただくことを皆さんに期待いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後の質問をさせていただきます。介護保険料軽減についてでございます。時間が迫ってきましたので、3点の質問をいたしますのでよろしくお願ひします。1. 包括支援センターを新しく解説していただきましたが、その利用状況はいかがか。2. 加入者の健康維持の取り組みについてであります。この新型コロナウイルス感染症予防のために行政と町民が心をつなげて3密を避けるなどの対策への努力をしておりますが、その一方で、高齢者にとっては家の中での巣籠もりとかなどで筋力低下や認知症への心配も生まれていると聞きますが、当該課としてはどのように扱われているのでしょうか。また今コロナ禍の真っ最中ではありますが、アフターコロナも視野に入れて、フレイル予防等、健康長寿課での取り組みの対策はいかがででしょうか。介護保険料は次年度上がるのかどうなのか、この辺のご答弁をお願ひしたいと思います。

○議長（水谷 喜和君） 健康長寿、中川 賢課長。

○健康長寿課長（中川 賢君） お答えさせていただきます。介護保険料軽減についてのご質問にお答えします。

1点目について、高齢者の相談窓口である、地域包括支援センターの機能強化を図るため、令和2年4月から役場内、地域包括支援センターを東員町社会福祉協議会に委託し、さらに6月から笹尾連絡所内に新たに第二地域包括支援センターを創設し、身近な地域で気軽に相談できる体制を整備しました。また、それぞれの地域包括支援センターでは、高齢者に限らず、全ての地域住民の皆様の「福祉総合相談窓口」として、様々な相談に対応しています。4月以降の新規相談人数については、役場内地域包括支援センターが186人、笹尾連絡所内第二地域包括支援センターが153人。継続した相談も含め、訪問、電話全ての延べ相談件数については、両地域包括支援センター合わせ、2,000件近くに上っています。相談内容については、介護相談に限らず、金銭管理、成年後見、生活困窮、医療に関する相談など、多種多様な相談に対応しています。相談内容が複雑化、重複化しており、1世帯に対する相談期間が長期化、対応回数が増加しています。相談者からは、身近な地域の中に相談できる場所ができ、相談しやすくなったとの声を頂いています。しかしながら、まだまだ両地域包括支援センター「福祉総合相談窓口」の認知度は低いため、さらなる周知啓発を図

り、困ってから相談する場所ではなく、ちょっとした困り事でも気軽に相談でき、早期から関係を築ける相談窓口を目指してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛などにより、高齢者の健康被害が懸念されています。東京大学高齢社会総合研究機構の専門家によると、フレイル予防活動の参加者のグループでの調査では、外出・活動自粛により約半数近くの方が筋力低下、会話しないことから滑舌の低下、粗食ですすまうため、低栄養のリスクが増加していると報告されています。本町においても、コロナ禍において住民主体の介護予防、地域支えあいのカフェが活動を自粛していることもあり、様々な健康被害のリスクが高くなっていることが危惧されます。高齢者の皆様におかれましては、第一に感染しないための対策が最重要ではありますが、家の中の活動や、簡単な体操に取り組むなど、また親戚、友人と定期的に電話で会話をするなど、健康対策についてもお取り組みいただきますようお願いいたします。さらに健康対策には社会参加が効果的です。マスクの着用、ソーシャルディスタンスなど感染拡大防止を図りながら、地域の活動などにも可能な範囲でご参加いただければと思います。町としましても、皆様が安心して社会参加できるよう、住民主体の介護予防・地域支えあいの活動団体に対し、感染症拡大防止措置を最大限施した上で事業を再開できるよう補助金等の支援策を検討してまいります。

3点目について、65歳以上の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画において決定しており、現在、令和3年度から5年度までの第8期計画を策定しております。保険料は、今後3年間の認定者数や介護サービス等の必要な給付費を推計し算出しています。現在の本町の介護保険料は、三重県内25保険者の中で一番低く、介護認定を受けている方の割合も一番低い状態でございます。これは高齢者の皆様の健康への意識、取組が健康長寿のまちに繋がっていることを示しています。今後3年間の保険料については、現在、お示しすることはできませんが、今後さらに、全町一丸となり健康に対する意識の向上、フレイル予防の取り組みを推進し、保険料の上昇を少しでも抑え、健康長寿のまちの継続を目指してまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 大崎議員、もうよろしいですか。質問時間は終了しておりますけど、最後にどうぞ。

○1番（大崎 昭一君） ありがとうございます。時間、ちょっと申し訳ございませんが、ご説明をお聞きしまして、中川課長の取組状況がよく分かりました。ぜひとも健康長寿課の皆さんが町民の相談事にヒューマンな気持ちで取り組んでいただき

ますことを期待して質問を終わります。

どうもありがとうございました。